

令和7年度 第3回陸別町学校運営協議会

日 時：令和8年3月5日（木）午後7時00分より
場 所：陸別町役場 3階 第3会議室

～ 会 議 次 第 ～

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- 1) 学校運営協議会事業報告
- 2) 地域学校協働活動（りくべつ学実施）報告
- 3) 小中一貫教育推進状況報告
- 4) 令和 7 年度の学校運営を振り返って
- 5) 学校評価・学校関係者評価
- 6) 令和 8 年度小中一貫教育の骨子について
- 7) その他

4 閉 会

○議 事

1) 学校運営協議会事業報告

- 第 1 回学校運営協議会 6 月 4 日（水） 役場会議室
- 地域と学校の連携推進協議会 10 月 15 日（水） 十勝総合振興局
参加者 伊澤教育推進員 1 名
内容 実践発表「地域の状況に応じた取組の実際及び成果と課題について」
協 議「学校と地域の連携・協働のホンネ」
- 第 2 回学校運営協議会 10 月 22 日（水） 役場会議室
- 第 3 回学校運営協議会 3 月 5 日（木） 役場会議室
- 行事参観（体育祭、運動会、学習発表会、文化祭、陸小まつり、職場体験発表会等）
- その他学校教育活動の可視化（学校だよりの配布、町広報誌への掲載等）

2) 地域学校協働活動報告 → 「りくべつ学」実施状況

3) 小中一貫教育推進状況報告 → 陸別町小中一貫教育推進委員会 業務カレンダー

- | | | |
|---------|----------|-----------------------------|
| • 合同研修 | • 研究大会 | |
| • 乗入れ授業 | • 放課後学習 | • 長期休業学習サポート |
| • 各種検定 | • 町文化祭展示 | • 児童生徒の情報共有 など |

「りくべつ学」実施状況

小 学 校					中 学 校			
月	日	単元名	学年	担 当	日	単元名	学年	担 当
4	22	たてわり活動①	全	渡辺	9	タブレット活用学習	1	西垣
	25	1年生を迎える会	全	鈴木	13	修学旅行～15	3	西垣
5	1	陸別町たんけん①	2	平林	16	薬物乱用防止教室	全	青木
	22	十勝の作物10～12月	全	津本(堀)				
6	19	宿泊学習～20	5	水口	5	北見工大訪問	3	大山
	23	陸別町たんけん②	2	平林	25	野外体験	1	重泉
7	9	森林教室	4	鈴木	15	宿泊研修～16	2	青木
	17	修学旅行～18	6	教頭	18	ネットモラル教室	全	青木
		身近な環境問題	4	鈴木				
		日本や世界の環境問題	4	鈴木				
		プログラミング①	3～6	教頭				
		水泳～8月	全	三宅				
8					25	議員講話	全	北川
9	4	乗馬体験	5	渡辺	2	議会傍聴	2・3	北川
	16	毛筆17.19	全	大森	22	模擬議会事前学習	3	北川
	18	JICA国際交流	3～6	高松				
	22	高速道路見学	1・2	清水				
		プログラミング②	3～6	教頭				
10	2	陸別町たんけん③	2	平林	17	しらかば苑訪問	全	重泉
	28	酪農体験	3	堀田	21	高速道路見学	1	重泉
	31	陸別町調べ①	3	平林	22	模擬議会	3	北川
					27	着物着付け	1	津本
					28	関寛斎	3	北川
					29	しめ縄作り	ボラ	教頭
					30	関寛斎資料館見学	1	重泉
11	4	読み聞かせ	1・2	大森	7	雅楽	2・3	重泉
	5	チャシ見学	5・6	水口	7	大学出前授業	1・2	西垣
	5	天文台学習	4	鈴木	12	職場体験～13	2	青木
	7	大学出前授業	5・6	高松	28	日本一寒い町	3	北川
	12	郷土資料館見学	4	鈴木				
	19	陸別歴史調べ	4	三宅				
12	1	たてわり活動②	全	渡辺	17	関寛斎	2	青木
	5	陸小まつり	全	水口	18	調理実習	2	津本
	10	きりん組と交流①	1	清水				
	16	しばれ出前	5	渡辺				
1	27	陸別町調べ②	3	平林				
	2月	木やり太鼓	5・6	高松				
2	5	陸別検定	5・6	高松	2	小6相談室	1	青木
	6	きりん組と交流②	1	清水	18	天文台学習	2	内山
	7	しばれフェスティバル	5・6	教頭	20	町長講話	3	北川
	16	身近にある福祉	3	堀田	20	JA食育	3	大山
	26	6年生を送る会	全	渡辺				
3	17	議会傍聴	6	伊澤				
通年					毎水	タイピング練習		北川

R7 陸別町小中一貫教育推進委員会 業務カレンダー

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
	・ 総会 ※各部詳細計画	・ 第 1 回役員会 「各部詳細確認」		・ 第 2 回役員会 「各部進捗」				町教育研究大会 ※各部中間反省	・ 第 3 回役員会 「中間反省」		※各部反省	・ 第 4 回役員会 「総会に向けて」
教 務 部	第 1 回部会			小中交流 体力テスト 放課後学習会 夏休みサポート		乗入れ （中➡小）音	乗入れ （中➡小）音		乗入れ （中➡小）音	乗入れ （中➡小） ・ 音楽 ・ スケート 英検	放課後学習	
指 導 部	第 1 回部会 野外奉仕活動	巡視		巡視 生活プラン反省		巡視		11月26日 互助会レク 巡視	生活プラン反省	巡視	体験入学	巡視 生活プラン検討
研 修 部	総会	・ 第1回部会 ・ 合同研修 1	・ 合同研修 2	・ 第 2 回部会 ・ 合同研修3 ・ 十勝教育 研究所員 研修会		・ 合同研修4	・ 合同研修56 ・ 指導主事 訪問(小、中)	・ 町研	・ 第 3 回部会	・ 合同研修7	・ 反省 ・ 合同研修8 ・ 十勝教育 研究所研究 発表大会	・ 第 4 回部会
支 援 部					・ 道情研（音 更）参加			・ 町文化祭 作品展示	文集「陸別の子」 提案→ 原稿作成→ PDF化・完成			
	支援を要する児童生徒の情報収集 →											
	キャリアパスポート →											
地 域 連 携 部		学校運営協議会①					学校運営協議会②					学校運営協議会③

令和7年度 陸別町学校運営協議会「学校関係者評価」集計報告

1. 調査概要

- ・評価対象： 令和7年度 陸別町内小・中学校の教育活動および学校運営
- ・回答者： 第3回学校運営協議会参加者 11名
- ・評価項目： ① 目指す学校像「誰もが通いたい学校」の実現状況
② 学校による自己評価の適切性
③ 自己評価を踏まえた今後の改善方策の妥当性

2. 評価結果と主な意見

【観点①】 目指す学校像「誰もが通いたい学校」の実現について

学校の取組は概ね「実現に向けたものになっている」と肯定的に受け止められている。特に外部講師の活用や、児童生徒の興味を引く授業・行事の工夫が評価された。

○主な意見・評価

- ・外部講師や専門家を招いた活動は、生徒の興味関心を高める上で非常に意義深い。
- ・行事だけでなく、日頃の授業（家庭科等）を楽しくする工夫が今年度増えており、継続を期待する。
- ・「りくべつ学」等の継続事業についても、慣例化せず毎年改善・見直しを行う姿勢が重要である。

○具体的提案・アイデア

- ・心の教育： いじめ防止について、生徒会の活動に加え、心理学（集団心理等）の専門講義を取り入れてはどうか。
- ・家庭学習支援： 著作権に配慮した上で、8～12分程度の学習ポイント動画をQRコードで配布・配信する。
- ・受援力の育成： 孤立を防ぐため、「他人に頼る」「他人のやり方を参考にする」スキルの指導を強化する。

【観点②】学校の自己評価の適切性について

自己評価については、「自らを厳しく分析している」「適切である」との評価がなされた。

○主な意見・評価

- ・小中学校で共通の課題が挙がっており、実態を的確に把握できている。
- ・教員・保護者・児童生徒の間で「理想とするゴール」や「質問の捉え方」に差があることを前提に、多角的な視点で分析が行われている。

○改善への要望

- ・評価結果の表示形式（グラフ等）を小中学校で統一することで、より比較・検討がしやすくなる（小学校の形式が参照しやすいとの声あり）。

【観点③】今後の改善方策の適切性について

提示された改善策は概ね妥当とされたが、特に「相談体制」と「学習習慣」の二点において具体的なアイデアが出された。

○主な意見・評価

- ・相談体制の再構築： 「誰にも相談できない」と答えた層への対策として、希望制だけでなく、全教員が順番で話を聞く「ローテーション制」等の検討。
- ・学習の質の向上： 意識の乖離がある「学習量」については、単なる時間の確保ではなく「どう学習すべきか」の具体的な指導が必要。
- ・ICTの活用： タブレットを「文房具」かつ「心の支え」と捉え、プレゼンソフト等を日常的に使いこなせる環境づくり。
- ・委員が子どもの様子を直接確認するために、年1回は授業参観日に合わせた協議会開催を検討すべき（例：R8小学校、R9中学校など）。
- ・ヘルスリテラシー向上や自己有用感の醸成に向け、学校・家庭・地域の役割分担を再整理する必要がある。

3. 総括

本年度の評価を通じて、学校の創意工夫は委員から高く信頼されていることが確認された。今後は、ICT活用や相談体制の充実といった「質の向上」に加え、学校運営協議会がより現場に近い視点で関与する仕組みづくりが求められている。

○陸別町学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 15 日教育委員会規則第 2 号
令和 2 年 3 月 3 日改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、陸別町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第 2 条 協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

（設置）

第 3 条 陸別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合は、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第 4 条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。

（１）教育目標及び学校経営計画に関すること。

（２）教育課程の編成に関すること。

（３）学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。

（４）その他対象学校の校長が必要と認める事項

２ 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

（意見の申出）

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

２ 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校、家庭及び地域の連携促進）

第 6 条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるための協議を行うものとする。

（学校運営等に関する評価）

第 7 条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第8条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

（1）対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

（2）対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

（組織）

第9条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、対象学校の校長のほかに、次の掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1）対象学校の児童又は生徒の保護者

（2）地域住民

（3）対象学校の運営に資する活動を行う者

（4）前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

（委員の任期）

第10条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第11条 委員の報酬は、無報酬とする。

（守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

（2）協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

（3）その他委員としてふさわしくない行為

（会長及び副会長）

第13条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第14条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任命後、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（会議の公開）

第15条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

（委員の解任）

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委員を解任することができる。

（1）第 12 条の規定に違反したとき。

（2）委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

（3）その他解任に相当する事由が認められたとき。

（庶務）

第 18 条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

（補則）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。